

基本計画専門調査会の設置について

令和 6 年 12 月 23 日
総合科学技術・イノベーション会議

1 総合科学技術・イノベーション会議令（平成 12 年政令第 258 号）

第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に基本計画専門調査会を設置する。

基本計画専門調査会は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国内外の情勢を踏まえて、科学技術・イノベーション基本計画について調査・検討を行う。

2 同令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、

科学技術・イノベーション基本計画について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

1. 検討事項

科学技術・イノベーション基本計画について

2. 調査・検討期間

おおむね1年半を目途として、科学技術・イノベーション基本計画についての調査・検討の結果を取りまとめる。

(参考2)

○総合科学技術・イノベーション会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕

(専門委員)

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

- 2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。
- 3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

府科事第 1372 号
令和 6 年 12 月 20 日

総合科学技術・イノベーション会議議長
石破 茂 殿

内閣総理大臣
石破 茂

内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 26 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第 43 号「科学技術・イノベーション基本計画について」

理 由

令和 8 年度から 5 か年の科学技術・イノベーション基本計画の策定のため、貴会議において調査審議する必要があるため。

(参考)

- ・ 内閣府設置法第二十六条第一項第一号
(所掌事務等)

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

- ・ 科学技術・イノベーション基本法第十二条第三項

第十二条 政府は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術・イノベーション創出の振興に関する基本的な計画（以下この条において「科学技術・イノベーション基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 3 政府は、科学技術・イノベーション基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の議を経なければならない。